

## 契 約 書

一般財団法人広島県環境保全公社を甲とし、\_\_\_\_\_を乙として、甲と乙は、次のとおり賃貸借契約を締結した。

### (目的)

第1条 乙は、甲の指定する別表記載の物件を甲に賃貸し、甲は、これを賃借することを約した。

### (賃貸借期間)

第2条 この契約の賃貸借期間は、物件を納入した日から60か月とする。

### (賃借料)

第3条 物件の賃借料は、月額金\_\_\_\_\_円(税抜き価格\_\_\_\_\_円、消費税及び地方消費税額(以下「消費税等」という。)\_\_\_\_\_円)とする。

### (賃借料の支払)

第4条 次に掲げるいずれかの方法によって、甲は賃借料を支払う。

- (1) 乙は、1か月ごとにその期間満了後の賃借料を甲に請求するものとし、甲は、乙から適法な請求書を受領した日から30日以内に賃借料を支払う。
- (2) 乙は、各月ごとの賃借料の一覧表を別に甲に提出するものとし、甲は、契約時に口座振替用紙に記入した口座による各月ごとの引き落とし(初回のみ2か月分)によって、賃借料を支払う。(毎月自動引き落とし)
- 2 乙は、甲が前項の支払期限までに乙に賃借料を支払わないときは、支払期限到来日の翌日から支払をする日までの遅延日数1日に応じて、未払の賃借料につき年2.5パーセント(算定対象の期間において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定によって財務大臣が決定した率(以下「支払遅延防止法の率」という。)がこの率と異なる場合は、支払遅延防止法の率)の割合で算定した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

### (契約保証金)

第5条 甲は、乙に対して契約保証金の納付を免除する。

### (物件の引渡し)

第6条 乙は、甲の指定する場所に物件を搬入するものとし、甲は、物件が搬入されたときは、引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって物件を保管する。

- 2 甲は、搬入された物件について速やかに検査を行い、物件の品質、種類及び数量(規格、仕様、性能その他物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。)がこの契約の内容に適合していることを確認したうえ、検収完了日の日付で物件の借受証を乙に交付する。乙が借受証を受領したときに借受証の発行日の日付で物件の引渡しが完了したものとする。
- 3 前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない(以下「物件の品質等の不適合」という。)ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知するものとし、乙は、これを解決した後、前項に従い、借受証の交付を受けるものとする。
- 4 この契約が再賃貸借契約の場合、前3項の規定にかかわらず從前の賃貸借期間の満了日の翌日に、物件は完全な状態で引き渡されたものとみなす。

### (物件の使用・保管・維持管理)

第7条 甲は、物件を本来の用法及び諸法令に従って、善良な管理者の注意をもって、物件を事業のために通常の用法にしたがって使用、保管するものとする。

2 甲はその責任において、物件が當時正常な使用状態及び十分に機能する状態を維持するため保守、点検、整備その他一切の行為を行うものとし、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

3 甲は、乙が物件の保管又は使用状況を調査するため、保管場所への立入り、説明又は資料の提出等を求めたときは、これに応じるものとする。

4 乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識（以下「所有権の標識」という。）を物件に貼付することができるものとする。

#### （物件の変更）

第8条 甲は、仕様書に定める行為を除き、物件の改造、性能若しくは仕様の変更又は他の物件を取り付ける等の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面によって乙の承諾を得るものとする。

2 前項の行為について甲が原形復旧を行う場合を除き、甲は無償でその効果を乙に帰属させるものとする。

#### （譲渡禁止及び権利保全）

第9条 甲は、物件又はこの契約上の地位を他に譲渡すること、その他乙の権利を侵害するような一切の行為を行わないものとする。

2 甲は、物件について第三者から侵害がないよう保全するとともに、侵害があった場合は、直ちに乙に通知し、かつ、速やかにその事態を解消させるものとする。

3 乙がその権利を保全するため必要な措置を取ったときは、甲は乙の支払った一切の費用を負担するものとする。

4 甲は、物件の占有を侵奪されたときは、直ちに乙に通知し、乙とともに紛失届又は盜難届を所轄の警察署に提出するものとする。

#### （賠償責任）

第10条 甲は、物件の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき又は第三者との間で紛争が生じたときは、自己の責任と負担によってこれを賠償し、又は解決するものとする。

#### （物件の滅失、毀損等）

第11条 物件の返還までに生じた物件の滅失、毀損等についての全ての危険は、甲が負担するものとする。ただし、通常の使用に伴う消耗又は摩耗は、この限りでない。

2 物件が滅失（修理が不可能な場合を含む。）し、又は甲がその占有を失ったときは、甲は、当該物件に係る残存賃借料全額と定率償却法に基づく賃貸借期間満了時の物件簿価額の合計額から、仕様書に定める乙負担の費用等のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害金として乙に支払うものとする。

3 前項の場合において、甲が支払うべき損害金の支払完了と同時に、当該物件の契約は終了するものとする。この場合において、乙は、当該物件を廃棄するものとする。

#### （費用負担）

第12条 乙は、仕様書に定める費用を負担するものとする。

2 賃貸借期間中に消費税及び地方消費税の税率又はこの契約に基づく公租公課の額が変更された場合の取扱いは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(契約違反)

第 13 条 甲が賃借料の支払を怠った場合その他この契約に違反した場合、乙は、甲に対して、次に掲げる行為の全部又は一部をすることができる。

(1) 物件の引揚げ又は一時引渡し若しくは返還の請求

(2) この契約の解除及び損害賠償の請求

2 乙が前項第 1 号に規定する行為をした場合であっても、この契約による甲の義務は免除されない。

3 乙が第 1 項第 2 号の規定によって契約を解除したときは、甲は、残存賃借料全額から、仕様書に定める乙負担の費用等のうち未発生分相当額を差し引いた額を損害金として乙に支払うものとする。

(物件の返還)

第 14 条 賃貸借期間が満了した場合、前条第 1 項の規定によって乙が物件の返還を請求した場合又は第 17 条から第 20 条までの規定によってこの契約が解除されたときは、甲は、乙の指示に従い物件を返還するものとする。この場合において、当該返還に要する費用は、乙の負担とする。

2 前項の規定によって物件が返還された場合であって、物件若しくはその付属品に通常の使用による損耗以上の損傷があったとき又は改造等による価値の減少があったときは、甲は、その損害を賠償するものとする。

(再賃貸借契約の締結)

第 15 条 甲が賃貸借期間満了後も引き続き当該物件の賃貸借を希望する場合は、甲乙協議の上、当該物件の再賃貸借契約を締結することができるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 甲又は乙は、自己の責めに帰すべき理由によって、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(催告解除)

第 17 条 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前項の規定による契約の解除をすることができない。

3 第 1 項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、賃貸借期間に係る賃借料合計額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならぬ。ただし、解除の原因がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない。

4 甲は、第 1 項の規定による契約の解除に伴い、損害を被ったときは、乙に対して損害賠償金の支払を請求することができる。

(無催告解除)

第 18 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部を解除することができる。

- (1) 債務の全部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 債務の一部の履行が不能である場合又は乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の性質又は当事者の意思表示によって、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく、直ちにこの契約の一部を解除することができる。

- (1) 債務の一部が履行不能であるとき。
- (2) 乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

3 債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、甲は、前2項の規定による契約の解除をすることができない。

4 前条第3項及び第4項の規定は、第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下この号及び次項において単に「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 乙が、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下この号及び次項において単に「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑に処せられたとき。

2 甲は、排除措置命令又は納付命令が乙でない者に対して行われた場合であって、これらの命令において、この契約に関し乙の独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされ、これらの命令が確定したときは、契約を解除することができる。

第20条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- (2) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められ

るとき。

- (3) 乙の役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 前3号のほか、乙の役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 乙の経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 第17条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 乙は、契約の履行に当たり暴力団等から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 乙は、前項の場合において、甲及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 乙は、暴力団等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

#### (権利義務の譲渡などの禁止)

第22条 乙は、第三者にこの契約の履行を委託し、又は契約による権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせてはならない。ただし、甲の承諾がある場合は、この限りでない。

#### (秘密の保持)

第23条 乙は、この契約の履行に関して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

#### (実地調査など)

第24条 甲が、この契約に係る甲の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、甲は、乙に対し、乙における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日から5年間は、同様とする。

#### (疑義の解決)

第25条 この契約の履行について疑義を生じた場合又はこの契約に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和 8 年 月 日

甲 広島市中区胡町 4 番 21 号  
一般財団法人広島県環境保全公社  
理事長 尾崎 哲也

乙 住所  
名称  
代表者氏名

(別表)

1 物件名称

広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 展開目視検査装置及び車両管制装置

2 物件概要

受入施設に搬入し展開した廃棄物が受入基準に適合するか否か検査するための監視カメラ設備及び、廃棄物を搬入するダンプトラックを荷降ろし場まで誘導するための車両管制設備。

3 設置場所

広島市南区出島四丁目1番4号 広島港出島地区廃棄物等埋立処分場 受入施設

4 物件仕様

(1) 監視カメラ設備

機器名称	仕 様
ネットワークカメラ (2台)  (機種: WV-S65340-Z2N)	<ul style="list-style-type: none"><li>画角 : (16:9) 水平3.7~77程度、垂直2.2~44程度 (4:3) 水平2.8~58程度、垂直2.2~44程度</li><li>光学ズーム : 21倍程度</li><li>絞り : F1.6~close</li><li>フォーカス範囲 : 1.5m~∞</li><li>旋回 : 水平0° ~350° 、垂直-15° ~+90° 程度</li><li>防水防塵性能 : IP66/IP67</li><li>耐衝撃性能 : IK10</li><li>AI自動追尾機能</li><li>付属品 : 天井吊下に対応すること</li></ul>
液晶モニター (2台)  (機種: PN-Y326C)	<ul style="list-style-type: none"><li>32型ワイド(縦置対応)</li><li>付属品 : 壁面設置に対応すること</li></ul>
カメラコントローラー (1台)  (機種: AS-C2004)	<ul style="list-style-type: none"><li>接続カメラ(実装2台)</li><li>付属機能 : カメラ選択、プリセット(移動・登録) ジョイスティック(パン、チルト、ズーム、オートフォーカス)</li></ul>
モニタリングユニット (1台)  (機種: AS-7000)	<ul style="list-style-type: none"><li>画面分割機能(横2,4、縦2)</li></ul>
その他 (1式)	<ul style="list-style-type: none"><li>機器収納箱</li><li>映像分配器(4分配)</li><li>PoE+ SW-HUB、ケーブル、ケーブル延長器等</li><li>HDMIエクステンダー</li><li>配線、配管、機器据付工事</li></ul>

(2) 車両管制設備

機器名称	仕 様
高視認性パターンライト (3台、側線3本)  (参考機種:DNP )	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緑色レーザーダイオード (JIS C 6802:2025、IEC60825-1:2014)</li> <li>・ 高輝度タイプ</li> <li>・ 防水防塵性能：IP67相当</li> <li>・ ガイド用ライン照射（緑色）</li> <li>・ 付属品：角度調整台座、制御BOX、ACアダプター、接続ケーブル</li> <li>・ 灯具等取付架台は別途</li> </ul>
φ150 フラッシュ表示灯 (赤色、黄色、緑色) (各色2台、計6台)  (参考機種:SL15-M2KTN-G)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 点灯、点滅、フラッシュ</li> <li>・ 点滅回数 180回/分程度</li> <li>・ 電源 AC100V</li> <li>・ 防塵・防水 IP66</li> <li>・ 壁面設置に対応すること</li> </ul>
車両管制操作スイッチ (1式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パターンライト点滅</li> <li>・ フラッシュ表示灯点滅</li> </ul>
PAアンプ (1台)  (参考機種:A-3612D)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定格出力 120W</li> <li>・ 電源 AC100V</li> <li>・ 緊急放送対応</li> </ul>
マイク (1台)  (参考機種:PM-660U)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンプ電源軌道のリモート機能付</li> <li>・ マイクコード 2.0m</li> </ul>
コアキシャルホーンスピーカー (2台)  (参考機種:CH-601)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 60W</li> <li>・ 防塵・防水 IP66</li> <li>・ 壁面取付に対応すること</li> </ul>
その他 (1式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配線、配管、機器据付工事</li> </ul>